

ホンダ・ツインカム・クラブ 規約

第一章 総則

(名称)
第1条 本会はホンダ・ツインカム・クラブ(HONDA TWIN CAM CLUB)といたします。

(目的)
第2条 本会の目的は次の通りとします。
(1) ホンダ・スポーツ(ASシリーズ)の維持保存
(2) ホンダ・スポーツ(ASシリーズ)を通じたレクリエーションの実施
(3) ホンダ・スポーツ(ASシリーズ)の文化的価値のPR

(構成及び活動年度)
第3条 本会は本規約で定める会員をもって構成されます。
本会の活動年度は毎年7月1日から翌年6月末日までとします。

第二章 会員

(会員の資格)
第4条 本会の会員は入会時にホンダ車のうち、形式AS280、AS285、AS285C、AS800、AS800Cのいずれかを所有していることとします。

(会費)
第5条 会員は本会運営の経費として年会費を、また臨時の経費として臨時会費をそれぞれ負担するものとします。また、それぞれの会費の金額については、事務局で決定し、総会での承認を得ることとします。
2. 会費は年額を一括本会会計に払込むものとします。

(入会)
第6条 入会希望者は所定の入会申請書に入会金を添えて本会事務局に申請するものとします。入会金の金額については、事務局にて決定し、総会での承認を得ることとします。

(退会)
第7条 退会は会員本人の希望により、いつでもできます。
しかし、長期間の会費未納や連絡不能の会員については、退会したものと見なすことができます。期間については事務局にて決定し、総会にて承認を得ることとします。

(再入会)
第8条 一度希望により退会した元会員が再入会を希望する場合、入会金の支払いは不要とします。

第三章 総会

(総会)
第9条 総会は通常総会と臨時総会とします。
2. 通常総会は毎年活動年度終了後二ヶ月以内に招集するものとします。
3. 臨時総会は会長が認めた時に招集します。
4. 会長は会員の五分の一以上から、または事務局長から臨時総会開催の請求があった時は、その請求のあった日から60日以内に招集しなければならないものとします。

(総会の招集)
第10条 総会の招集は会議の目的である事項、日時、場所を示した書面により、開催日の30日前までに会員に通知しなければならないものとします。

(総会の議決事項)

- 第11条 総会にて議決される項目は以下の事項とします。
- (1) 活動報告及び収支決算の承認
 - (2) 本規約の設定及び改廃の承認
 - (3) 入会金及び年会費等金銭に関わる取り決めの変更の承認
 - (4) 事務局への委任事項
 - (5) その他の重要事項

(総会の定足数)

- 第12条 総会は会員総数の二分の一以上が出席しなければ、議事を開き議決することができないものとします。

(書面表決等)

- 第13条 総会に出席できない会員は議決権の行使を書面により委任することができるものとします。

第四章 役員および事務局

(役員)

- 第14条 本会の役員は以下の通りとします。
- (1) 会長 1名
 - (2) 事務局長 1名
 - (3) 会計 1名
 - (4) 会計監査 1名

(役員を選出)

- 第15条 総会において会員の中から選出されます。

(役員の任期)

- 第16条 役員の任期は1年とします。但し、再任を妨げません。
役員は任期満了後にあっても後任者が就任するまではなおその職務を行うものとします。

(事務局の活動)

- 第17条 事務局は本会を代表し、総会委任事項及びレクリエーションの企画・実行やその為の交渉・折衝業務を行います。

(事務局員の選出と任期)

- 第18条 事務局は役員(会長・事務局長・会計・会計監査)及び事務局員をもって構成します。
役員以外の事務局員は任意参加としますが、事務局の承認を必要とします。

(事務局会議)

- 第19条 会長及び事務局長は必要な時に事務局会議を開くことができます。
2. 意思決定の効率化を図る為、総会承認事項を除き、会長及び事務局長の裁量において事務局会議の決定事項を本会の決定事項とすることができることとします。
3. 事務局会議の決定事項は事務局の判断にて、必要とあらば会員に書面にて通知を行うこととします。

(会計書類等)

- 第20条 事務局は毎活動年度終了とともに、活動報告書及び収支決算書を作成し、収支決算書については通常総会までに会計監査に提出し、その承認を得ることとします。